

峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合の峰崎でございますが、北海道選挙区で一昨年の七月に当選したばかりでございます。国会に出てまいりまして改めてさまざまな慣行や規則、古いしきたりみたいなものがございまして、本当に直すべきものはどんどん直していかなきゃいけないなど。福本公述人おっしゃいましたように、クリントンさんがチェンジという、変革ということをもットーにしておりますが、私も同じようにそう考えております。

先ほど来、六人の公述人の方が、この地方公聴会の意見が本当にどう反映されるんだろうかということで大変危惧されております。昨日の中央公聴会でも私は質問させていただきました。さらに参考人からの意見聴取のときにも質問させていただく機会を得ました。その、三回の経験をするたびごとに、これらの皆様方の貴重な意見をどうして先に聴取することができないものだろうか、これは国会法とかさまざまな慣習があるんだと思うんですが、次回からはできる限りそれを直せるように私も頑張っていきたいものだと思っております。

さて、そういう前置きはさておきまして、これはたくさんの方にお聞きしたいと思っておりますが、時間の関係もございまして代表して最初に先田公述人からお聞きしたいと思います。

一つは、やはり国際化というよりも先ほどの言葉で言いますと地域利害の問題に絡むのでありますけれども、今回の制度改正が行われれば、小選挙区制でたしか四名だったでしょうが、そして比例代表は全国区ということですが、その地域代表というのが非常に少なくなってくる、こういう御指摘がございました。これについては、それぞれの選挙区選挙、小選挙区制というのは、もちろん奇数が一入ってまいりますけれども、人口割で実は進めていく、まあ二倍以内ということなのであります。

そういう意味で言うと、全国的に同じように、いわゆるある意味ではその人口に応じて配分されていくということの反映だろうと思うんですが、私は、地域の代表が少なくなる、そうすると地域の利害を代表してくれる人も少なくなるということだというふうにちょっと先に理解をしてしまったんです。その理解が正しいかどうかもいただきたいんですが、むしろこの機会に、余りにも中央に集中している権限を地方に分権をするということについてもっとやはり考えていかれるべきではないのか。

確かに、代議士の数あるいは国会議員の数が一つの地域からたくさん出ることにはしたことはないのかもしれませんが、私はもっとそういう問題は地方分権というような観点から少し考えられたらどうなんだろう。細川内閣も地方分権の問題、情報公開の問題、規制緩和の問題を大変大きな課題にしておりますが、その点についてどのようにお考えなのか、先にその点からお聞きしたいと思います。

公述人（先田通夫君） 峰崎先生の御質問でございますけれども、いわゆる小選挙区にした場合の数の問題、全国区的にも一律ではないかということの理解はわかるわけでございますけれども、今までの戦後続いてきた選挙制度とうものが一挙にそういうふうに変わって、そしてそれに比例代表が加わったにしても、いずれにしても地域代表というものの数が減るわけです。その分を地方にどのような形で権限移譲をし地方分権を確立していくかというのが並行して出てきておる場合ならその議論もいいことだと思うわけでございますけれども、まず小選挙区先にありきということで、地方分権の問題は口では唱えながらまだいささかも中身がわかっていない。それと、今の日本の官僚制度をぶち破ってどのものがどれだけ地方に権限が回ってくるのか。そうなってくると、なおさら官僚支配が強くなってくるんじゃないだろうかということで、一長一短があるかと思えます。

素朴な考え方として、我々は、やはり今の中選挙区制による議員の数の確保、地域代表の確保ということが望ましいという考え方を持っておるわけでございます。

峰崎直樹君 本当はもっと議論をした方がよろしいのかもしれませんが、今度は福本公述人に少しお聞きしてみたいわけであります。

一九八〇年にアメリカ合衆国政府のいわゆる特別調査報告書を翻訳されたり、非常に国際的な視野というものも強調されているんですが、私ども、実はさきの米問題のときに、国会決議がありながら、いわゆるウルグアイ・ラウンドの問題について社会党としても苦渋の選択を迫られたわけであります。地域の利害と国際社会のいわゆる日本に対する要請といいですか、その間の矛盾で大変悩むわけであります。これを、今の制度の中で地域の利害というものを中心に考えると、どうしても国際社会に対する貢献あるいは国際社会の要請という問題で大変矛盾を来すことがよくあるわけです。

これについて、私どもは比例代表という問題について、もっとそういう国際的な視野に立てるような、そういう観点でその候補者を選定するということがあってしかるべきだというふうに考えているんですが、この点、国際的な視野をお持ちの観点から、福本公述人、何かいい考え方といいですか、そういう比例代表の位置づけみたいなものについてはどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

公述人（福本潤一君） 国際的な問題というと、米の問題以外にも、今一番大きな問題というのは地球環境問題等、今後このままで成長していったら人口も過剰になり環境も大変になり、将来この地球の中ですべての人間が生存していけるかというようなそういう大きな問題まであるわけです。

それで、地球環境サミットということで、もうおとしになりましたけれども、ブラジルでありました。そして、地球の温暖化を防止するためには、ブラジルのアマゾンのむしろ開発をストップして植林等もやらないといけないというようなことを言ったときに、地元の人たちの声の中には、開発ストップなんてとんでもないと、むしろ地元は開発したい

んだというような形で、いろいろな矛盾が南北の中で先進国エゴではないかという形で出てきておる。それと同じような問題が日本の国内でも、中央と地方だとか、都市と農村とかいろいろなところで出てきていると思うわけです。

そういういろいろな陣痛をある意味では経なければいけない時期に、こういう一つの政界の汚職、腐敗等に端を発して、このままでは政治はもう真っ暗やみだ、どうしようも救いようもないと。ましてや若い人たちでも、むしろ政治家になることを忌避する、関心を持つどころか逃げるといような形の状況の中で、新しい時代をつくらないといけないという日本になってきたと。その中には、やはり日本は政権交代ができていく社会というのが根底にはあると思うんです。ある意味では囲い込みをされておる。例えば、会社なら会社で囲い込みされている。長いものにはやはり従っていくという風土、これが地方に行けば行くほど強いんだらうと思います。

先ほどの南北問題と同じようなものが日本国内で起こっている。例えば田舎へ行ったら、開発したいんだけど、都会では田舎の方の開発を抑制し、逆に先進国並みに進んでいるところを忌避してもまずいという形で地方の問題が起こっておるという中で、三十八年も続いて、どんな悪いことをしてもどんなに腐敗が起こってもまた生まれてくる政治家という制度はやはり新しく変えてほしいというのが根底にはあったと思うんです。

その中で、比例代表という形の新しい動き、これはむしろそういう中で政治活動をしている自民党の議員の方から、このままでいったらやはりいろいろなことで同じ選挙区の中で争ってある意味では足の引っ張り合いのようなことまでやらざるを得ないという、そういうような流れ、腐敗がそのままある意味では本音としては出てこざるを得ないような状況があった中で生まれてきた選挙制度ではないかというふうに思いますので、そういう意味では、このままの状態ですらに一党だけしか政権を担う党がないという状況ですと、またこの小選挙区を導入したとはいえ難しい話があったと思うんです。しかし、今回やはりそうでない、受け皿ができた上で進める中で、この比例代表区と並立制と、このままで五十歩と五十一歩ぐらいに歩み寄った中で進んでいただければ、これはこれから育てるという意味も含めて新しい動きとしてとらえていけるのではなからうかというふうに思っておるわけです。

峰崎直樹君 今、現行中選挙区制度の問題について触れられたんですけども、これは谷本公述人にお聞きしたいんですが、現行中選挙区制度について大変評価をされている発言がございました。

自由民主党は、もっとも自由民主党が今回分裂をいたしましたからもう自由民主党の中の意見はそれでないのかもしれませんが、現行中選挙区制度というものが今日の政治腐敗、私はそのことだけだとは思いません。今、福本公述人のおっしゃったように、現行中選挙区制度というのは余り大きな変化を起こしにくい選挙制度ではないかというふうに言われておりますから、私自身も、そういう意味で惰性だとか制度の疲弊だとかそういう大きな

問題を持っている、これは金やスキャンダルの問題以上に大きい問題だと思っておりますが、そういうことについて自由民主党の内部でも反省があったやに聞いておるんですが、谷本公述人の先ほどのお話を聞きますと、いや今はその制度の方がむしろいいんじゃないかというお話がございました。これは地方の本当に貴重な意見だと思しますので、率直にその点についての御意見をもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

公述人（谷本永年君） 中選挙区といいますのは、愛媛第三区は御承知のとおり田舎でございますから、選挙の投票用紙には一人の名前しか書けぬわけですが、実際のおつき合いとかそれぞれの応援の配分とか、五分五分にしたり四分六分にしたり同じ保守系の候補者同士にもいろいろしがらみでやっておられる方も多いわけでありまして。あの人も通っていただきたいな、この人も通っていただきたいと。中選挙区のよさというのはそういう複数の当選者を期待できる運動がまずできるということでありまして。そこに一番の魅力がある。

それから、小選挙区がいかぬというよりも、私はそれに伴います比例代表がいけないということでありまして。

それから、皆無に等しいと言いましたのは、比例選挙区を衆議院に持っていくということは、それがいいと言われる方は私の周囲には皆無であります。私の周囲は、むしろこの比例区に賛同を示される方よりも消費税が三%から六%、九%に上がる方に御理解をさせていただく方の方が私は多いと思う。都会とか中央は知りませんが、私の周囲ではそういう感覚を持っております。

ですから、言い過ぎかもしれませんが、政治改革、小選挙区またそれに伴う比例代表のこの選挙改正は、我々の周囲の感覚で言いますと、改正ではなく改悪であるということぐらいに思っております。

峰崎直樹君 ちょっと今の関連で、今度は比例区の単位の問題についてお聞きしてみたいと思うんですが、これは谷本さんも同じように答えておりますので、これは先田公述人一人だけをお願いします。

都道府県単位で比例区を選ぶべきだ、こういう方が多分恐らくベストと言わないでベターなのかなと、比例区を導入するならばという意味でおっしゃったのかどうか分かりませんが、私は今回の比例代表というのは民意を鏡のごとく反映するという点で非常にすぐれた制度だというふうに私自身も考えているわけでありまして。都道府県単位の中にこの比例制を入れたら、たしか鳥取県だったと思うんですが、最低二名しか実は比例で選べない。そうすると、これは最悪の場合は三三%近い死に票が生じてくるという点で、都道府県単位に直すと比例代表をとっている意義がなくなるというふうに思うんですが、その点はどうにお考えでございますか。

公述人（先田通夫君） 私は基本的には比例には賛成しておりませんが、国の方でお決めになるならいたし方ない。それで、お決めになるのであれば、全国単位ということになりますと全く参議院と同じ制度でありますから、あえてそのような制度をつくらなくても、参議院がそういうものを満たしておるわけですから、都道府県単位にしてもらいたい。日本全国広く民意を反映するということは理屈としてはごもっともだと思いますけれども、何も四国のこと、愛媛県のことを北海道の人にさいばらしてもらわにやならぬことはない。愛媛は愛媛、四国は四国と、こういうことで結構やれると思うので、あくまでも単位は都道府県にすべきである、こういう考え方をしております。

峰崎直樹君 今くしくも北海道の人と。私、北海道ですからあれなんです、ブロックだったらそれはいかがでございますか。

公述人（先田通夫君） 私はブロックも否定します。都道府県ということをお願いをしたいと思います。

峰崎直樹君 少しちょっと視点を変えて、実は昨日の中央公聴会でもあるいは参考人聴取でもあったのでございますが、私ども政治家がこういうことを言てはいけないのかもしれないかもしれませんが、政治家になる人間は変わった人間、変わり者しかないと。（「まあそうですな」と呼ぶ者あり）県会議員の方がお二人おられるのであれなんです、普通の方が選挙に政治家として立候補できるようなシステムというものが求められているのではないのかというふうな意見があったんですが、これは西川公述人にお聞きしてみたいと思うんですが、だれでも出られるような仕組みといいますか、そういった点についても何かお知恵がありましたらお聞きしたいんです。

特に、今回のいわゆる公職選挙法の改正に伴って制度が成立すれば、候補者を決める過程を届け出ねばならない、こういういわゆる規定が実はできているわけでございまして、政党が候補者を決めるのはどういう手続で決めますよということをお届けなきやいけないんですが、その点で何か工夫をされることあるいは考えておられることがあるかどうか、西川公述人にちょっとお聞きしてみたいと思います。

公述人（西川恵夫君） 国民一人一人が持っている権利でありますから、だれでも意思のある方は立候補し政治家になる道を保障できるような条件をつくられることは当然であろうというふうには私は思っております。ただ、今回の政治改革全般の流れを見てみますと、選挙制度なり政治資金の問題だけで果たして政治改革が終わるのであるかという気が多分にするわけです。

大変失礼ですが、国会法なり国会運営というのを国民の側から見てみますと、前時代的な運営が依然として横行しております。これで果たして近代国際社会における国の意

思を決める機関と言えるだろうかどうだろうか。こういうある意味で非常に残念な状態が続いておるわけでして、そういう問題と、先ほども言われたように国の権限といわゆる地方自治、地方の主権というものをもっと高めていく中で、やはり身近なところからみずからの住民参加による政治への参画というそういう条件をどうつくっていくか。そういう多面的なやはり改革をお互いが意識的、目的的に展開をしないと、ただ単にいわゆる選挙制度の問題だけをいじくったところで、体質そのものを変えない限り条文を変えてもだめだ、こういうのが私の基本的に持っている考え方であります。

そういう意味で、各政党がやはり国民に対して責任を負うという立場から、候補者の選考過程その他については広く人材を集めていく。その際に一番問題になるのは、やはり金の問題が率直に言ってセントラルになってくるでしょう。その問題は、政党の次元で責任を持って体制づくりをしていくということであれば、だれでもが出られることになるのではないだろうか。

ただ、我々が考えて残念なことは、これは誤解があったらいけませんからお断りしておきますが、例えば選挙は先代の遺志を継いで二世議員でなければ出られないとか、特定条件の枠の中でしか立候補できないというふうな既成の制度はこの際ひとつ改革をしていくという視点で、全体的にそういう認識を広めていくような社会づくりといえますか、そういうものが必要だと、そこから後は政党次元の責任としてひとつ体制をつくっていただきたいと思えます。

峰崎直樹君 同しく西川公述人に。

今、政党という言葉がかなり出てまいりました。今回も政党助成とかそういうのが出ていますが、そういう政党中心の選挙、あるいは政党助成、政党というものについては実は憲法にも十分な規定がないわけでありまして、この際、政党法をつくったらどうだ、こういう実はさまざまな意見が寄せられているんですが、私はつくるとしても、これは政党に対する権力の介入といったような問題が非常に出てまいりますので、慎重であるべきだと思うんですが、その点について西川公述人の御意見を。

公述人（西川恵夫君） そうですね、私どもの能力の範囲内で、直ちにつくれとかつくってはいかぬとかいうことを言いがたいわけですがけれども、しかし今日のような状況の中で、政党政治が曲がりなりにも漸次確立しつつあるそういう時代ですから、この政党の国民、政治に対する責任なり社会的な責任というものをやはりびしっと位置づけていく、こういうことには一定の国としての規制といえますか、あるいは整備といえますか、そういうふうなものをしていってもいい段階に来ておるのではないだろうか。その際に一番問題は、やはり支配介入とかそういうふうなことについては十分配慮しつつ、これは政党法なりなんんりの検討をされていいんじゃないかと、このように思います。

峰崎直樹君 最後になりますけれども、これは吉川公述人そして森公述人に、一度もお聞きしておりませんので。

実は、地方自治体の首長に対する多選禁止、これはもちろん憲法上の問題もございますけれども、その多選することに対する御意見がございましたら、森公述人と吉川公述人お二人にお伺いしたいと思います。

公述人（森謙介君） 私は、首長というのは、どちらかと申しますと、このあたりの田舎でございますと政党政派にこだわらず非常に無所属の首長さんが多いわけでございます。田舎に行けば行くほど人望があって多選をせられる方が非常に多いわけでございます。したがって、一概に私は多選を悪だというふうに決めつけたくはない場合もございます。

しかし、傾向といたしましては、余り長くしておればどうしても物事は停滞したりあるいは事故を起こす可能性も、これは自動的にあるんじゃないじゃなくて他動的にあるわけでございますから、そこら辺も、アメリカの大統領のようなわけにはまいりませんでしょうが、五選なら五選くらいからはもうそろそろお引き取りを願ったかどうかというようなこともあるいは考えてもいいのかなと、その程度には考えております。

公述人（吉川秀紀君） 私も、森公述人の方から今言われましたように、いろんな問題があろうかというふうに思いますし、我々も多選がいいのかどうなのかというふうな部分についての明確な結論はまだ出ておりませんが、個人的な私見で言いますと、やっぱり十年一昔的な、これはちょっと言い過ぎかも知れませんが、そういうふうなことからいきますと、三選程度が今の常識の範囲ではないかというふうに考えております。

峰崎直樹君 どうもありがとうございました。終わります。